

ARIPO(アフリカ広域知的財産機関)と 商標の保護

——ARIPOによる商標保護はいかに？——

森 智香子*

抄 録 アフリカ地域の知的財産権に関する代表的な国際機関は2つあります。1つは前号で取り上げたアフリカ知的財産機関(OAPI)、もう1つは本号で取り上げるアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)です。解決すべき課題が多く、十分な情報がないARIPOについて概要と現状を説明します。

目次

1. ARIPO
 1. 1 ARIPOの設立
 1. 2 ARIPOの加盟国
 1. 3 目標と現状とのギャップ
2. バンジュール議定書
 2. 1 商標に関する条約の採択
 2. 2 加盟の状況
3. 出願のルート
4. 商標登録
 4. 1 保護対象となる商標
 4. 2 加盟国の指定
 4. 3 手続きの流れ
5. 登録後の権利の扱い
6. おわりに

1. ARIPO

1. 1 ARIPOの設立

ARIPO(「アリポ」と発音)は、加盟国及びアフリカ地域の知的財産及び関連事項の調査及び発展を目的で設立された機関で、その正式名称をAfrican Regional Intellectual Property Organizationと言います。日本語訳はアフリカ広域知的財産機関で、機関を指す語ですが、広域商標出願の制度自体をARIPOと呼ぶことも

多いです。

1. 2 ARIPOの加盟国

本稿執筆時点において(2011年8月1日。以下同じ)、加盟国は、ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニヤ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、リベリアです。南部アフリカや東アフリカの国と一部西アフリカの国もカバーしています(図1参照)。

さらに、オブザーバー国(オブザーバー国は正規の加盟国ではありませんが、会議などに参加できる国をいいます。オブザーバー国が後に正規の加盟国になっている例もあります)として、アンゴラ、アルジェリア、ブルンジ、エジプト、エリトリア、エチオピア、リビア、モーリシャス、ナイジェリア、ルワンダ、セーシェル、南アフリカ及びチュニジアが参加しています。

本稿が知財管理誌に掲載される頃までには、ルワンダが加盟国に入る予定で(2011年9月24日発効予定)、加盟国は全18カ国になる見込み

* 平成23年度日本弁理士会意匠委員会・著作権委員会
委員 Chikako MORI

です。

これらのARIPOの加盟国・オブザーバー国には、近頃メディア等で取り上げられることも多い東アフリカ共同体（EAC）の国も一部含まれています。共同体の形成により、外部の国からのアクセスがより容易になり、今後重要性が増すエリアになる可能性があります。

なお、フランス語圏をカバーするOAPIに対し、ARIPOは英語圏をカバーすると説明されることが多いですが、ARIPOの加盟国・オブザーバー国では非常に多くの言語が使用されており、言語という括りで解説するのには適しません。

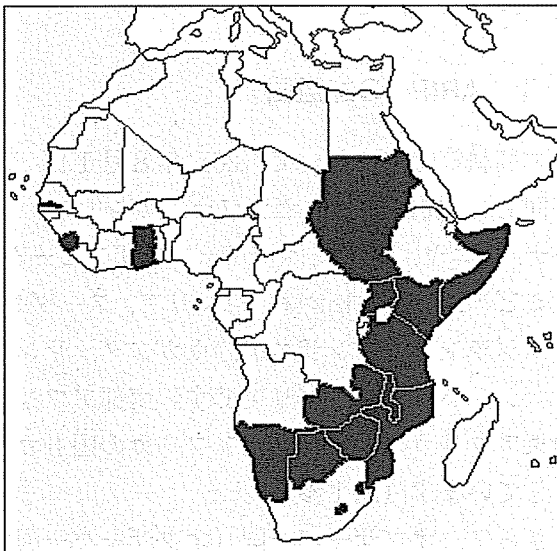


図1 ARIPOの加盟国

1. 3 目標と現状とのギャップ

生活習慣・言語・経済成長の状況等は、ARIPOの各加盟国により様々です。この後、紹介するARIPOの枠組みにおける商標保護制度は、各国の多様性、自由な制度設計を広く許容するものです。

多様性を許容する制度という聞こえがよいですが、現状の制度は貧弱で、ARIPOの役割も限定的です。また、加盟国の法や官庁におけ

る対応に依存する部分が多い制度であるにもかかわらず、条約加盟に伴う各国の国内法の整備も十分になされていない国が多い状況です。

2. バンジュール議定書

2. 1 商標に関する条約の採択

ARIPOにおける商標の保護を規定する条約として、1993年に採択された商標に関するバンジュール議定書（Banjul Protocol on Marks）があります（以下「バンジュール議定書」という）。バンジュール議定書は、本稿執筆時点まで3度の改正がなされています。

なお、バンジュール議定書の他に、特許や意匠の保護に関するハラレ議定書（Harare Protocol）があります。ARIPOの加盟国は、バンジュール議定書とハラレ議定書のいずれか一方のみに選択的に加盟することもでき、実際、ハラレ議定書のみ加盟しているという国も複数存在します（新たに加盟するルワンダもハラレ議定書のみ加盟予定です）。

2. 2 加盟の状況

ARIPO加盟国は先に紹介したとおり、17カ国ですが、バンジュール議定書に加盟しているのは、ボツワナ、レソト、マラウイ、ナミビア、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ジンバ

表1 バンジュール議定書への加盟年月日

加盟国	加盟年月日
ボツワナ	2003年10月29日
レソト	1999年2月12日
マラウイ	1997年3月6日
ナミビア	1997年3月6日
ウガンダ	2000年11月21日
タンザニア	1999年9月1日
ジンバブエ	1997年3月6日
スワジランド	1997年3月6日
リベリア	2010年3月24日

ブエ、リベリアのみです（表1参照）。これら以外の国については、ARIPOへの手続きで商標の権利化を図ることができず、各国毎に個別に出願することが必要となります。表1にバンジュール議定書への加盟年月日を示します。

3. 出願のルート

ARIPO加盟国への出願のルートとしては、次の方法が考えられます。

(1) マドプロルートによる出願

ARIPOは、マドリッドプロトコル（通称「マドプロ」）には加盟していません。したがって、ARIPOを指定したマドプロによる出願というのは認められません。

しかしながら、ARIPOの加盟国にはマドプロに加盟している国が相当数あり、これらの国を指定してマドプロ出願をすることは可能です。

なお、比較的新しくマドプロの加盟国になった国も多く（リベリアが2009年、スーダンが2010年に加盟）、マドプロを利用して権利化した場合の取り扱いなど、加盟国によっては明らかでない部分もあります。

(2) 直接出願（パリルート）

ARIPO加盟国には、商標登録の制度がない国や実質的に無いに等しい国もある一方で、商標登録制度が存在する国もあります。

これらの商標登録制度がある国においては、直接出願による保護も考えられます。なお、無政府状態のソマリアを除き、ARIPO加盟国はパリ条約の加盟国です。ARIPO加盟国のパリ条約とマドプロへの加盟状況を表2に示します。

表2 パリ条約とマドプロへの加盟状況

	パリ条約	マドプロ
ボツワナ	○	○
レソト	○	○
マラウイ	○	×
ナミビア	○	○
ウガンダ	○	×
タンザニア	○	×
ジンバブエ	○	×
スワジランド	○	○
リベリア	○	○
ガンビア	○	×
ガーナ	○	○
ケニア	○	○
モザンビーク	○	○
シエラレオネ	○	○
ソマリア	×	×
スーダン	○	○
ザンビア	○	○

(3) ARIPOを利用した出願

バンジュール議定書の加盟国については、ARIPOを利用した出願ルートも可能です。ただし、ARIPOを利用したルートで権利化を図った商標についての登録後の取り扱いについての制度整備は多くの国でできておらず（ARIPOを通じて権利化を図っても権利として認められない可能性があります）、ARIPOを利用したルートは未知数な部分が多いです。

なお、ARIPOを利用して権利化を図る場合も一定条件下、パリ条約上の優先権を伴う出願をすることが可能です。

ARIPO加盟国全てについて権利化の必要性に迫られる日本企業は現状では多くないと考えられ、また、議定書批准に伴う国内法改正が行われていない国が多く（一説にはボツワナと事

事務局が存在するジンバブエを除き、必要な法改正を行っていないといわれています)、制度が整備されている国で、かつ、権利化が必要な国だけに直接出願するというのは現実的な対応と言えるでしょう。

4. 商標登録

4. 1 保護対象となる商標

バンジュール議定書下で保護される商標の対象の幅は広く、文字商標や図形商標の他、立体商標、音響商標もその保護対象です。

また、商品商標の他、サービスマークも保護対象ですが、サービスマークの保護制度がない加盟国では保護されません。

4. 2 加盟国の指定

バンジュール議定書に基づく商標出願をする場合、出願書類はARIPOの事務局(本部)、あるいは、加盟国の関連官庁に出願書類を提出する必要があります。

また、バンジュール議定書に基づく商標出願をする際、出願人は保護を求める加盟国を指定する必要があります(以下保護を求める加盟国を「指定国」という)。

4. 3 手続きの流れ

(1) 出願

バンジュール議定書に基づく商標出願をする場合、英語で願書を提出する必要があります。願書は所定の様式があり(図2参照)、出願人の情報、使用若しくは使用意思に関する記入欄等があります。

また、願書には指定商品・指定役務を記載する必要がありますが、ARIPOはニース国際分類を使用しています。

多区分出願については認めている加盟国と認めていない加盟国があり、認めていない加盟国

では多区分出願を区分毎に出願されたもの(複数の出願)として扱っているようです。

日本企業や日本の個人が出願する場合には代理人により手続きを行う必要があります、委任状が必要です。委任状に公証や認証は要求されませんが原本が必要です。

AFRICAN REGIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION (ARIPO)	
Form M 1 (Rule 4.1) (Rule 7.1) Title:	Date of Receipt by Receiving Office: Date of Receipt by ARIPO Office: (ARIPO Office's Stamp) Filing Date:
Applicant's or Representative's File Reference:	
APPLICATION FOR THE REGISTRATION OF A MARK	
I. Name of Applicant(s)	
Address:	
Nationality:	
Country of residence or principal place of business:	
Telephone Number	Telefacsimile Number(s)
II. REPRESENTATIVE	
The following representative has been appointed by the applicant(s) in the power of attorney on Form No. M 2	
[] accompanying this Form [] to be filed within two months from the filing of this Form	
Name:	
Address:	
Telephone Number	Telefacsimile Numbers
III. DESIGNATION OF STATES	
IV. Declaration of Presentation in an Exhibition	
[] Check this box if the applicant wishes to take advantage of any declaration resulting from the presentation of goods and/or services in an exhibition. In that case, give the details on an additional sheet.	
Date:	Place:

図2 FORM M1 (願書様式) の1 頁目

(2) 方式審査

所定の内容が記載された出願書類が受領されると受領日が出願日となり、ARIPOにおいて方式審査がなされます。方式審査には、指定商品・役務区分や指定商品・指定役務の記載に関する審査が含まれます。

方式審査の要件を具備していないと認められる場合、指定期間内に補正をするように求められます。

(3) 指定国への通知

方式審査を満たしている場合、ARIPOはその旨を所定期間内に指定国に通知を行います。

(4) 各指定国での実体審査

ARIPOは、方式審査を行います。実体審査は行いません。指定国への通知後は、各指定国の関連法に基づき取り扱われます。

実体審査を採用している国においては、実体審査がなされます。拒絶という判断がなされた場合の反論なども、指定国の官庁に対して行うこととなります。

(5) 公告及び登録

バンジュール議定書上、いずれかの国で登録になるか、あるいは、所定期間内に拒絶と判断されない国がある場合、ARIPOは登録の公告を行うことになっています。なお、登録を受けるには登録料の支払いが必要になります。

5. 登録後の権利の扱い

(1) 更新

存続期間は、出願日から10年で、更新により10年毎、権利を維持することが可能です。

(2) 不使用商標の取り扱い

不使用商標の取り扱いは各指定国の法制度によります。一定期間不使用の場合に登録取消の対象になる制度となっている加盟国があります。

(3) 取消、無効

商標権の取消や無効の要件や手続きは、指定国の法制度によります。仮に指定国で権利が取消・無効となった場合には、指定国の官庁がARIPOにその旨を通知することになっていきます（バンジュール議定書上は1ヶ月以内）。

(4) 商標権侵害に対する救済

商標権侵害や侵害に対する救済は、バンジュール議定書上に規定はなく、指定国の法制度によります。

6. おわりに

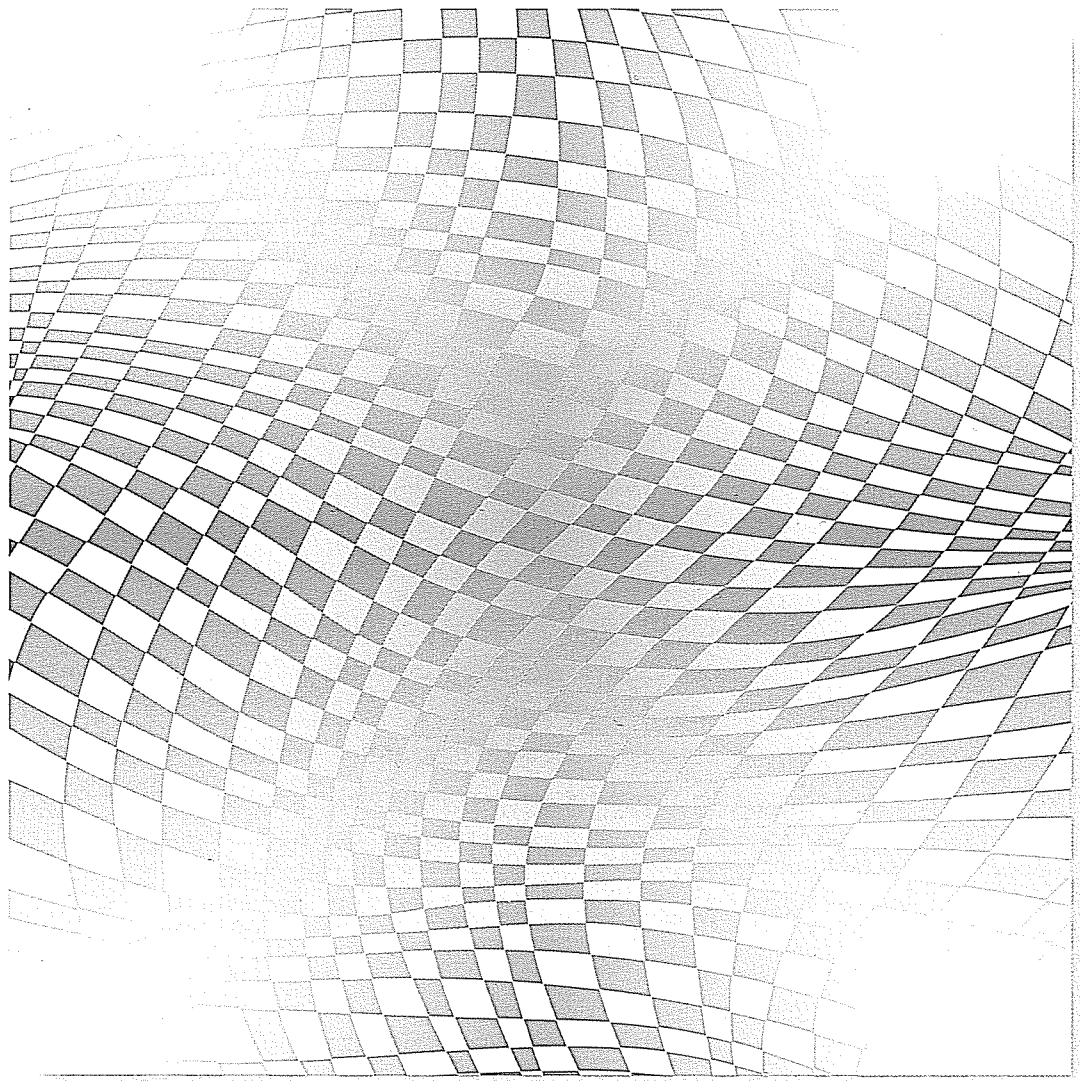
本稿の前半では、ARIPOの概要と現状について、ARIPOの目標とするところと実際の状況にギャップがあることを中心に解説しました。データベースの構築、各国の法律の調和、知財に関する人材育成、知財制度に関する啓発活動の促進等、今後の発展に注目したいです。

本稿の後半では、バンジュール議定書による商標登録に重点をおいて解説しました。本稿では紹介しませんでした。バンジュール議定書による商標の保護は、実体審査、権利行使といった重要な場面で、各国の法に従う制度となっており、権利化を希望する加盟国の制度について知ることも重要となります。

(原稿受領日 2011年9月20日)

知財管理 ²⁰¹¹ 12

INTELLECTUAL PROPERTY MANAGEMENT



日本知的財産協会

VOL.61 NO.12 (NO. 732) ISSN 1340-847X